

# スペインにおける女性の貞操をめぐる観念

芝 紘子

——中世におけるその形成過程——

## 一 はじめに

女性への貞操義務と慎み深さの要求は、主としてユーラシア大陸に広く見られる現象である。ことに中近東、北アフリカを含む環地中海地域において、それが「名誉」・「恥」観念と結びついて特徴的な価値体系を成していることは、パリスティアニー、ピット・リヴァーズなどにより一九五六年に論議されて以来つとに知られるようになった。地中海世界の西端に位置するスペインにおいてもこの観念は、中世カステイリヤ人の生活理念を成し、バロック・スペイン社会の集団的な強迫観念となり、「貞女は足を折って家の中」(*La mujer honrada se queda en casa con la pierna quebrada*)などの諺で今世紀までも息づいている。

この「名誉」・「恥」観念を研究することは、人格としての社会の基本的枠組みを知ることであり(Persiani:○)、近年「地中海人類学」でも頻繁に取り上げられるようになった。しかし、内部考察が疎かにされたまま、これらの観念があたかも地中海的特質としてすでに定理化されているかのように、さまざまな価値観を文脈を無視してこれらの下に総括して済ませて

しまう非生産的な循環論が横行している、とディヴィス(253)やハーツフェルド(1980:369,349,1984:12-13)は批判する。この批判への一つの返答を、ジョヴァンニによるシチリアでの「女性という支配的シンボル」の詳細な分析(1981)に見ることができよう。もう一つの返答は、ブロックがその欠落を指摘するように(59)、これらの観念がいかに時代を経て進展してきたか長い時間軸で捉えることに思う。この二方向からの内部考察の後に初めて、ディヴィス(2)やボワジヴァン(1979:83)が提唱する歴史的比較研究が真に可能となろう。

スペインにおける名譽・恥観念一般についての歴史的分析は、サンチェス・アルボルノス、セーラ・ルイス、カロ・バロなどにより少ないながらもなされている。しかし、これら先達の研究からは女性の貞操観念が垣間見えても、その醸成過程は明らかでない。そこで、本稿では女性の貞潔性をめぐる観念がどのように形成され、尖鋭化されていったのかを、中世カスティーリヤ王国について跡づけてみようと思う。

## 二 フエロに見る侮辱規定

### (一) 前期中世までの様相

いつの頃からスペインの地において貞潔性が社会的要求となったのか。一六世紀の婚姻贈与文書によく見られる「花嫁の処女性を讃美してここに婚資を贈与する」という文言には、ゲルマン部族の「朝の贈物」(*morgengabe*)に由来する処女讃美の概念が含まれている。部族においては新婦の処女性も家長のムント(保護支配権)の対象であったため、この贈与は当初、新婦の父親もしくは代理者に渡されていた。しかし後には新婦自身に渡されるようになり、西ゴート王国でも五、六世紀の交以降この移行が認められる。その意義はもつと注目されてよい。これを、贈与においてムントの委譲の意味合いが喪失し、妻から得る夫の性的権利の意味合いが増したためとする解釈もあるが(Hughes: 267-268)、それにもまして処女性に対する責任が娘自身にあるとされるようになったのではないか。なぜなら、この移行と平行する女性(二〇歳以上/既婚)への財産権

の付与は、経済領域のみならずひいては一人格としての女性の自己統治能力を認めたことを意味するからである。こうした動向の背景に親族形態の変容が指摘できよう。氏族という大きな血縁グループが当時実質的に小家族中心の生活になっていたことは、家族の成員間の関係にも変化をもたらさずにはおかなかったはずだからである。七世紀中葉に発布された西ゴート国法リベル・ユディキオルムによれば、よその家で密通した女は相手が望めば結婚できた(三一四―七、八)。ただし自宅で密通した場合、父親もしくはその代理者(兄弟・おじ)に娘の殺害権が認められた(三一四―五)。つまり、密通が家長権への侵害となる家という領域内で行われたか否かが問題であった。処女喪失が結婚を前提とするものであるにせよ、娘自身の意志に依存したことは、貞潔性の社会的要求がこの時点では存在していなかったことを示す。なぜなら、貞潔性が社会的要求(オルテガ・イ・ガセットの言うビヘンシア *virginitas*)である社会では喪失の場が問題ではなく、喪失そのもの、もしくは、そうみなされることが問題だからである。したがって、たとえ処女尊重がゲルマンの「朝の贈物」に遡ることができるにせよ、それを後世の命をも賭する貞潔名誉観に直接結びつけることはできない。時代をもう少し下る必要がある。

スペイン法制史においてリベル・ユディキオルム以降中期中世まで大きな空白が存在する。様々な時代の俗法の混淆である慣習法が成文化されるには一〇―一三世紀を待たなければならなかった。さらに、当時はレコンキスタの急伸展期にあたり、急激な社会変化によって民衆の意識も変容し、慣習法自体も大きな変化を経験していたのである。

## (二) 原初フェロにおける侮辱規定

各地のフェロを一見すると、後期のフェロになるほど侮辱に関する規定に多大なスペースを割いていることに気づく。このことは、中期中世の人びとがいかに侮辱を重大な問題とみなし、それに過敏となっていたかを物語る。事実、侮辱はアングロ・サクソン法にはない、典型的なスペインの法体系を成すのである。そもそも侮辱とは社会理念を破ることであり、侮辱を研究すればある社会の価値観・心性を再構築することができる(Serra Ruiz: 76, Troxler: 900)のであれば、一〇―一二世紀の原初フェロ、一二、一三世紀の交以降の拡大フェロなどから女性への侮辱に関する規定を拾い出すことによって、逆に

ビヘンシアとしての貞潔觀念の形成過程を明らかにすることができないのではない。以下に、これまでの研究蓄積によっても補いながら試みたい。

侮辱という概念自体、いつの時代にもあったのではない。ローマ時代には非合法な行為は一つの言葉で表され、犯罪を分類する概念も表現もなかった。しかしゲルマン法は人の尊厳を損ねる、身体への攻撃・不正行為を侮辱罪と特定した。西ゴートの典型的な侮辱行為は斬髪、髪を引っ張り抜く、馬から引きずり降ろすなどであり、侮辱罪（最大の刑は斬髪）は特権階級（女性も含む王族など）に対して行われた場合のみ成立した。中期中世の原初フェロにおいても侮辱行為はやはり傷害と未分化のまま身体への傷害に限られ、侮辱を表現する方法は相手の肉体に暴力を振うことであった。

しかし、その他の点において西ゴートの狭義の侮辱概念はこの時代すでに大きく変化していたことが、フェロから判明する。それは、以下の諸点である。（一）侮辱行為を厳罰に処すようになった。たとえば、一〇一七年のレオンのフェロは、国王役人（*scryon*）を侮辱もしくは殺害した場合五〇〇スエルドの罰金を科した（一四項）。（二）侮辱罪の成立する客体のごく一部の特権階級から民衆にも拡大された。（三）「名誉・不名誉」（*honor・dishonor*）という言葉が、集団的概念を示すものとして一〇二〇年のナヘラ（エプロ河上流）のフェロに初めて登場した（Serra Ruiz: 29-30, 37）。（四）侮辱語が登場した。フェロにより多少異なるが、ライ病病み、ホモ、奴隸、裏切り者、跛者、寝取られ亭主、娼婦などが侮辱語として一語一語列举された。当時、価値観は多様ではなく、列挙以外に侮辱語はなかったとされる（Serra Ruiz: 54）。依然として侮辱は軟禁や他人の戸口を殴打するなどの強制行為、棒・石で殴る、蹴り倒す、顔に泥を塗ったり唾を吐く、牛馬の糞を口に詰め込むなどの身体への直接的暴力と未分化ではあったが、ここで口頭での侮辱も加わったことは侮辱概念の拡大を意味する。（五）男性性の象徴的身体部に対する侮辱行為が言及された。ミランダ・デ・エプロのフェロ（一〇九九年）は、髪や髭あるいは睾丸を掴むという侮辱行為を男もしくは女が既婚男性に対して行った場合、その犯罪を犯した手を切断の上、殺人罪と同額の罰金を科すとした（二二項〔Serra Ruiz: 38〕。ただし Muñoz y Rumeo 版は条項区分なし）。髪やとりわけ髭を掻きむしる行為は、男の尊厳に対する重大な侮辱行為であり、一一世紀中葉を生きた英雄エル・シー（El Cid）の叙事詩にも歌われている。髭

が男性性を象徴し男の名譽を宿とする、多分セム族に由来するこの価値観は、アル・アンドンルス(イスラーム・スペイン)のモロー人との接触によってもたらされたものであらう。この時代、モロー人の気高さと徳をキリスト教徒が高く評価していたことを考慮すれば、モロー人の価値観が取り入れられたとしても何ら不思議ではない。(六)既婚者と独身者が区別された。既婚男女の侮辱には独身より重い処罰(たとえばミランダでは三倍の罰金)となった。殴る、傷を負わせる、引つ掻く、髪を引っ張るなどの行為でも、人妻に対して行われた場合には人命金に相当する罰金も科された。既婚者への攻撃は配偶者にも及び、とりわけ人妻の場合、夫への直接的な侮辱とみなされたからである(*Señal Ruz.*: 40)。(七)強姦がごくわずかながらフエロに登場するようになった。最初に言及したのは、やはりミランダであるが、単に、司直は強姦者を殺してはならないと述べるに止まる(*Muñoz y Romero*: 318)。サント・ドミンゴ・デ・シロス(ブルゴス地方)のフエロ(一二三五年)も強姦を罰金刑に処すとのみ述べる(*Barbero*: 579)。ただし、一二三〇年のエスカローナ(マドリーの南西)のフエロは強姦者に死刑を定めた(*Muñoz y Romero*: 486)。しかし、ほとんどのフエロが強姦そのもののさへ言及しない一二世紀前半にあつて、これは例外的存在と言えよう。

以上から、原初フエロ時代に半島北東部のエプロ河流域が他に先駆けて侮辱に敏感だった傾向が判明する。侮辱は戦場から始まったとの説がある(*Trexler*: 899)ように、そこがどこよりも戦闘の多い国境地域であったことによるのではないか。エプロ河はイスラームの進撃ルートであったことに加え、上流域はそこに産する鉄・塩を巡ってのキリスト教王国間の衝突地域でもあったのである(*G. de Cortázar*: 54-55)。度重なる戦闘の結果、兵士としての男の誉れが強調されたことは当然の成り行きだったと言える。また、エスカローナについても、当時不安定な国境の町であったことと無関係ではないであらう。

### (三) 拡大フエロにおける侮辱規定

拡大フエロにおける侮辱語の増加、侮辱行為の多様化の中にあつて、女性に対する侮辱行為の特定化が著しい。一三世紀前半のアルカラ・デ・エナールレスのフエロは、胸や性器を掴むという女性性の象徴的部位に対する暴力を侮辱行為とし、罰

金は被害者別に処女・寡婦・人妻をそれぞれ二、三、五マラベディとした（八五―八八項）。ただし、これらの罰金が殴るなどの一般的暴力と同価であることは、この時点でそれらは侮辱の単なる一形態とみなされていたことを示す。また、髪を掴む、頭を取り取る、足や体を露呈させるなども侮辱行為とされた（レデスマのフェロ、Serra Ruiz: 109）。一三世紀中葉に最高に精緻な法として完成し、いわばエストレマドゥーラ法となった（García Gallo: 454）クエンカのフェロは、髪を掴んだら罰金一〇マラベディ、押したり倒したら被害状況により五―三〇マラベディに対し、入浴中に服を奪ったり服を剥ぎ取ったら三〇〇スエルドの罰金、胸やスカートを斬りつけたら二〇〇マラベディと敵（被害者家族の私的報復権に服す）の敵罰に処した。クエンカ系のプラセンシアのフェロも、胸を掴む行為を人命金の四分の一相当の一〇〇マラベディと敵と定めた（八九項）。つまり、一三世紀に入って女性に対するさまざまな暴力が特定され、次第に女性性の象徴的部位への暴力が一般暴力から区別され、かつ重大な侮辱とされていたことが判明する。

さらに、一二世紀には例外的にしか言及されなかった強姦が、一二、一三世紀の交以降頻繁にフェロに登場し、かつ敵罰規定が定着していく。一二、一三世紀の交のマドリーのフェロ（二一〇項）は死刑とする。クエンカも独身女性を犯したりそれを幫助したら三〇〇スエルドの罰金と敵、尼僧を犯したら崖から突き落とす、逃したら財産から五〇〇スエルドを没収、人妻を犯したら火刑、逃亡したら全財産は夫の所有とし、敵とした（各一一二四、二七、二五）。さらに、一二七四年のコルテス（身分制議會）は休戦協定破り、家の放火、道路破壊、裏切りなどと共に強姦を宮廷裁判事件に指定した（四六項）。これは、「強姦が女性とその親族を不名誉に陥れる」（レデスマのフェロ、Montanos Ferrin: 91）とみなされ、その重罪性が王国レベルで認識されるようになったことを示すものに他ならない。

この一三世紀における女性の性的完全性の重視は、人妻の貞操の喪失および（後述する）処女の喪失を厳しく問うことをもたらし、女性自身にも跳ね返ってきた。上述のクエンカは同じ条項（二五）で、強姦もしくは誘拐された人妻がその男と出奔した場合、市領城で逮捕されたら男とともに火刑に処す、と厳しく断罪する。この不義密通と紙一重の状況設定は、やがて原初フェロにはなかった不義密通の罰則への道を開いた。

ただし、不義密通に関する中世イベリア最古の罰則はアラゴン王国のアグラムント(一一一三年)においてであり、その規定は姦婦を情夫とともに裸にして笞打ちながら大通りを引き廻す、というものであった(Muñoz y Romero: 402)。ローマやゲルマン時代にも姦夫・姦婦を公開の笞打ちに処していたが、引き廻しと結びつけたのは中世ヨーロッパの発明であり、破廉恥罪に対する西欧共通の典型的な処罰法であったという(Trexler: 888)。嘲笑による制裁という恥辱的色彩が濃い。しかし、そこには本夫の姿は見えない。他方、カステイリヤの原初フェロが当事者の処罰に寡黙である一方、「寝取られ亭主」を侮辱語に挙げたことは、アグラムントや西欧一般と好対照を成し、背後にある心性の違いを暗示する。拡大フェロを見てもよい。

一二、一三世紀の交以降、情夫をもつ妻は笞打ち後に追放(ソリタ二六〇項)、夫の場合情婦ともども一緒に縛り笞刑(クエンカ二一三七)、人妻を囲ったり自慢の種にしたら三〇〇スエルドと敵(同二一三三、八)などの処罰規定が登場し、私的報復権も言及されるようになった。古代からのバスク伝統を引き継ぐビスカヤ地方は、男女同等原則の下で不義においても厳密な同等処罰をフェロで規定した(Martínez Rodríguez: 310-311)。その他の地方でも姦夫殺害を妻にも認めるフェロは存在した(Montanos Ferrín: 96)。しかし、全体としてこうした同等主義は少数であり、夫による姦婦と情夫殺害の合法性を謳うフェロが大多数であったことは、一般的に妻の不義がより重大視されたことを物語る。典型的には、密通現場を見つけた夫は妻と情夫を殺害しても無罪、ただし情夫のみの殺害には人命金や敵が科された(クエンカ二一二八、国王フェロ二四七―一など)。これは古代ゲルマンの現行犯に対する私的制裁権が姦通に対して例外的に残ったものとされる(G. de Valdeavellano [García Ulecia: 266 に引用])が、たとえ慣習であり続けたとしても、意味合い上の連続性は疑問である。なぜなら、かつての殺害権は家長権の侵害と社会秩序の壊乱に対するものであり、姦婦を殺害できるのは夫と生家の父、父の死亡後は兄弟であった(西ゴート国法三三四―四、五)。しかし今や、夫の不名誉の生き証人を消すためであった(Citt-Rivers: 1975, 75)。それゆえ、夫が兩人を粛清し不名誉を雪ぐことは合法であったが、姦夫のみの殺傷ではこの合法的動機が成立しなくなるため、殺人・傷害罪が適用されたものと解釈できる。さらに、セプルベダ(七三項)をはじめ数多くのフェロが夫以外に二親等ま

での姦婦側の親族にも姦婦の殺害権を認めたことは、姦通がもはや家長権の侵害ではなく、限定された親族への名誉毀損であったことを雄弁に物語る。つまり、密通はピット＝リヴァーズの言う夫の名誉毀損ばかりか、姦婦自身の親族をも不名誉に陥れる (Montanos Ferrin: 96) がゆえに、名誉回復のために身内による姦婦殺害が行われ、また義務づけられさせたのである (二三世紀中葉編纂の Libro de los Fueros [Sera Ruiz: 125])。これは、他の犯罪においても証明される。たとえば、盗みを働いた息子の首に回した綱を父親と親族みずからが引っ張りもした。威厳をもって生きていることを共同体に示すためであり、まさに、サンチェス＝アルボルノスの言葉通り、名誉という祭壇に自らの命や家人の命を捧げたのである (ibid.)。

この家族による姦通現行犯兩人の私的報復権は、王国最初の統一法である「アルカラの布告」(一三四八年、五一項)においても確認され、トロ法(一五〇五年、八二項)、最新法令抄(一八〇五年、二二―二八―五)へと受け継がれていった。近代においても第二共和制政府によって廃止されたこの「血の報復権」はフランコ独裁制によって再導入され、最終的に廃止されたのは実に一九六三年のことであった (Decreto de 21-3-1963)。

### 三 貞潔性をめぐる名誉観の形成

以上のように、女性の性的完全性を重視する概念の醸成が二三世紀にはっきりと認められる。当初、女性に対する一般的な暴力しか侮辱行為として言及されなかったのが、次第に性的暴力(後期になるにつれ強姦)が特定され、かつ重罪とされるようになった。換言すれば、女性への最大の侮辱はその性に対する攻撃となったのである。性が侮辱されることは、本人ばかりか家族の名誉をも汚し、ことに夫に対する究極の侮辱とみなされた。そのため、性的暴力を受けていない女性が *honrada* とされ、女性に対して用いられる狭義の名誉とは娘の処女を、既婚女性の貞操を意味するようになった。この意味は以後今世紀までも変わっていない。女の名誉は性的完全性に宿るのである。この貞潔性の重視が女性の性的完全性の基準を厳しくし、今度はその厳しい基準が処女性や貞潔性を神聖化させるといふ閉鎖的サイクルを循環していく内に、心性に

において貞潔觀念が肥大化していったのであろう。この尖鋭化は、娼婦 *mala mujer* の基準にも反映される。クエンカ(一四三)によれば、五人以上の男と通じたことが証明された女であり、一三、一四世紀の交のセプルベダ(二三五項)に至っては、たとえ善良な娘であっても二、三人の男が関係したと判明すれば娼婦も同然とした。つまり、強姦された処女も名譽を奪われた存在と化し、家族の手によって殺害されないまでも見放され、社会の周縁者となったのである。後期中世、近世において、売春に身をやつさざるをえなかった原因は貧困とならんで、まさしくこの容赦ない名譽観だった。暴力による名譽喪失も、そうみなされることも、文字通りの死もしくは社会的な死を意味したのである。それゆえ女性が自らの貞操を守り、家族もそれを守ることがすぐれて社会的要求となり、社会全体が女性の貞潔性に敏感に反応する事態となった(二六世紀には、傷で陰部出血した女兒の事故証明のため役場に駆け込む親もみられた)。一四世紀中葉の「アルカラの布告」以降の中・近世の国法がもはや強姦に言及せず、姦通罪のみを規定していくのは、いかなる名譽(貞潔)喪失でも同じ結果を呼ぶため、次第に混同されていったためであろう。つまり、当初貞潔性を奪った男を断罪した貞潔意識は、次第に矛先を女に向け、喪失した女に対する処罰・社会的制裁の差異をなくしていき、すべての喪失を女性の意志によるものとみなしていったのである。

この貞潔觀念の尖鋭化は広義の名譽意識の高揚、名譽観自体の形成と連動する。セーラールイスは、スペインの名譽意識の特徴のひとつは集団報復主義であるとするが(97-98)、逆に集団報復制が名譽意識の形成に一つの重要な役割を演じたと思われる。レオン・カステイリヤ地方におけるそれまでの慣習法を一三世紀後半に編纂した「旧フエロ集 *Fuero Viejo*」によれば、ひとりの住民が受けた侮辱への報復に住民全員が参加できるように、被害者は鐘を鳴らしながらその旨を町中に触れ廻らなければならず、また、報復参加が住民に義務づけられていたともわれる(Serra Ruiz: 98-99, 125)。これは、侮辱の客体を広く取り込んだ結果、侮辱による個人的被害にも集団的関心が向けられた(Serra Ruiz: 29-300)ことによる。そのため、誰かが侮辱されたら皆で報復する、侮辱されたかどうか常に他人に注意を向ける、自分が侮辱されないか、あるいは侮辱されたことが他人に知られないか、自分および他人の名譽を常に気にする、というプロセスを経て、侮辱への絶えざる懸念と肥大化・強迫觀念化した名譽意識が醸成されたのであろう。こうして名譽は中世カステイリヤ王国の人びとの意

識の中で、死に値する重大なものとなっていたのである。早くも一一三三年のグアダハラハラのフェロ (Muñoz y Romero: 509) は、他人を侮辱して不名誉にした者および殺人を犯したものは国王に五〇〇スエルドを払うべしとし、一三世紀の北部の諸フェロ (Barreno: 562) は、侮辱を言われた者が侮辱者を殺傷しても罪は問わないとした。さらにまた七部法典(二一一三—四)は、人を殺すも侮辱するも同じ、侮辱されたら、たとえ罪なき場合でも生き永らえるより死が望まれるとし、一五世紀の詩人ホルヘ・マンリケも永遠の生命を有す名誉を肉体の命より上に置いたのである (Molina Molina: 401)。

## 四 名誉観念

### (一) 名誉と恥

では、ここで言う「名誉」とは何なのか。名誉とは、地位、栄達、威厳、評判、信用などさまざまな要素を包摂し、尊敬や完全性を表す一つの大きな複合観念体系であるが、ここでの名誉はその内、「世評名誉 *honra-fama*」と称されるものである。パルスティアニーによれば、この名誉は恥とともに一つの社会的評価の二つの極を成し、さまざまな価値観の頂点に位置してあらゆる社会区分を超越するという (9-10)。名誉と対言及される「恥」は、名誉の対極にある否定的意識（ただし、外部から押し付けられる時は不名誉 (Pitt-Rivers: 1975, 43) ではなく、破廉恥・不道德が「恥なし *sin vergüenza*」と表現されることから明らかに、自尊心に立脚した肯定的意識である。しかも、民衆にとっては恥観念の方が身近な意識であり、名誉はむしろ「遠隔経験 *experience-distant*」である (Wilkan: 637)。一四世紀の高貴な知識人であるドン・ファン・マヌエルでさえ、「己の内に人が持てる最上のものが恥であり、その恥が悪しき行いを控えさせる」 (Sanchez-Albornoz: 633) とした。恥は名誉をもって生きるための基本を与えるものである (Caro Baroja: 88)。この意識は、同じく「恥の文化」である日本の「恥を知る」(ベネディクト、二五八—二五九)と酷似している。

ベネディクト(同上)とピット・リヴァーズ(一九八〇、一三四)のより具体的な説明に従えば、恥とは他人の批判に対す

る反応、人をして自分の評価に敏感にさせる感じ方であり、「外的な倫理制裁」と関係するが、「内的倫理的制裁」、すなわち良心と関係するものではない。「他人に何を言われるか分からないという恐れ」が人びとをして共同体の規範に合わせさせる(ピット・リヴァーズ、同上、三八)のである。またケニーによれば、恥とは既存の行動規範の厳守によって維持される「内的威厳」である(56)。つまり、名誉(恥をもっていること)とは、人びとがそれぞれの立場(地位・性・年齢)に応じた理想的な行動(ビヘンシア複合体)に則っていることであり、その限り共同体のすべての成員は名誉が得られる。個人の名誉が共同体の道徳構造の一部を成す(メネンデス・ピダル [Sanchez-Albornoz: 656 に引用])と見れば、個人と共同体および個人間の関係が一つの全体として捉えることができ、そこにおいて、リソントロサーナの、恥は社会の不文律ビヘンシアを保証する世評への絶えざる気遣いであるという説明(337)がよく理解できるのである。

## (二) 男の名誉

このように名誉・恥觀念は、騎士階層のみが持ったピレネー以北とは対照的に(Sánchez-Albornoz: 653)、カステイリヤの一般民衆の心に深く浸透していった。この過程において、それと相乗して尖鋭化していった女性の貞潔性とは逆の変遷を辿ったのが、男性性を象徴する髭であった。前述のように髭は男の名誉であり、初期のフェロにおいて髭への侮辱は死でさえ購われ、住民全員による報復の対象であった(Serie Ruiz: 255)。なるほど髭を掻きむしる行為自体は侮辱であり続け、たとえば動物にも適用されて他人の家畜の尾を掻きむしった場合さえ罰金を食らう(クエンカのフェロ・三三一―一九)ほどではあったが、しかし時代が進むにつれ重要性において後退していったことが明瞭に認められる。クエンカでは依然として二〇〇マラベディと敵ではあるが(二二―八)、マドリーでは人命金一〇〇マラベディに対しわずか二マラベディ(非住民居住者は一マラベディ)(五、二八項)、コンセホや法廷内では二〇マラベディ(四五項)と規定される。セプルベダのフェロにおいては五マラベディの罰金と敵(ただし、仕返しに髭[生やしていない者は生やす]が侮辱されれば、敵ではなくなる[五八項])、コンセホ内でも一〇マラベディ(二四〇項)にすぎない。なるほど、他にも男性特有の名誉は存在し、たとえば騎士の手綱やはみに乱暴に手

を掛けた場合には三〇〇スエルド（クエンカ一二一二二）、騎士を馬から引きずり降ろした場合には五〇〇スエルドというように、殺人罪に相当する罰金が科せられてはいる。しかし、これは男の名誉に対する侮辱としてではなく、今やコンホセにおいて政治的・経済的・社会的特権階級の地歩を固めつつあった平民騎士に対する侮辱と捉えられたためと解釈すべきであろう。つまり、中世後期に入り女性の名誉・恥がその性において評価されるようになるにつれ、男性の名誉は自分自身の身体的完全性にあることよりも、家族の女性、殊に妻の名誉（貞潔性）を守るという義務を果たすことに重心が移ったと言える。これをもって、ビット・リヴァーズ（一九八〇、一三七）などは、共同体における家族の道德的地位が妻の（肯定的意味をもつ）恥に由来するしたのである。たしかに、名誉を喪失した女性が家族に殺害・追放され、また、妻の強姦が家族の殺害・家の放火と並んで男の名誉への侮辱と受け取られた（セプルベダ、三三項）のであるならば、男の名誉が大きく妻の貞操に依存していたと言ふことができよう。ただし、自らの名誉を回復するため身内への報復ができるかどうか、その点について今度は、男自身の積極的な価値である男らしさ・勇敢さの有無が共同体によって見極められた。そこで断を下さなければ、「寝取られ亭主」の上、男自身の最大の侮辱である「臆病者」という二重の侮辱を共同体の制裁として受けることになったのである。

### （三）侮辱の時代性

最後に、なぜ一二、一三世紀まで性犯罪規定がなかったのかについて考えてみたい。それには二通りの解釈が可能であろう。ひとつには、以前から強姦はあったが、それは侮辱とも犯罪行為ともみなされず、（上野のアメリカの「夫の暴力」の例〔五四・五五、七七〕を援用すれば）この時代になって「状況の定義」（フォー）の変更によりその行為が侮辱罪という文化カテゴリーとして顕在化した、という可能性である。しかしながら、髪を引っ張る、押し倒す、さらには胸を掴むというような、いわば今日言う軽犯罪・痴漢罪に当たる暴力が侮辱罪としてフェロに挙げられている時点において、被害者にとってはより深刻な精神的・肉体的被害をもたらす強姦が取り上げられなかったという事態は、いかにも不自然と言わざるをえない。

もしかしたら、強姦それ自体が以前にはほとんど存在しなかったのではないだろうか。これがもうひとつの可能性である。前期中世において同棲・離別が流動的に行われる *paraganía* という婚姻形態が習俗に深く根を降ろし、世間は情欲に非常に寛大であり、そこでは姦通が非常に多く行われ、売春は少なかったとされること (G. de Valdeavellano: 205, 211) や、九一一世紀においてレオン、ガリシア地方では婚外関係は単に罰金を払えば済んだこと (Sanchez-Albornoz: 621) は、中期中世まで強姦自体がきわめて少なかったことを示唆する。一連の価値観に基づいて集団生活が営まれる各時代・各社会は、その価値観ゆえにそれぞれに特徴的な犯罪を生むという (Sera Ruiz: 15-16)。ボワジヴァンによれば、情欲犯罪というのは、男支配と名誉に極度に気を使う(社会の)徴候なのだとされる。その証拠に、逆に昔から女性が多くの特権をもっていたがゆえに過去から現在に至るまで性犯罪が実質的に存在しなかったマルタ島の例を挙げる (1976: 6)。また、古代日本においても対偶婚(支配層では一〇世紀前後、庶民では一二世紀前後まで)のもとで男女が愛・性・結婚において対等であり、祭礼乱交習俗にみられたように既婚男女さえ好ましい相手と交わることが許されていた状況下(大竹、一八、総合女性史研究会、五三―五四)、いわゆる性犯罪の余地は少なかったはずである。そうであるとすれば、カステイリヤにおいても中期中世まで名誉観念が存在しなかったこと、その名誉意識が家族の守護者としての男の役割作りに貢献したこと (Kennedy: 81) などを勘案すれば、フエロに強姦罪規定が登場する以前の中世期には実際上も強姦は存在しなかった、あるいはごくわずかであった、と考えることはあながち的外れではないだろう。このように見ると、初期のフエロにおける性犯罪規定の不在、および主に一三世紀におけるその出現と名誉観念の形成との同時性という謎が一挙に氷解する。強姦は、それが女性および家人への最大の侮辱だとする観念の形成後に発生したのである。西ゴート国法(三三―三七、強姦者に対する両親と娘の三〇年間の私的報復権)と中世の規定との不連続性も、この犯罪の途絶を暗示する。

以上、貞潔性のいわばビヘンシア化過程を見てきた。しかし、なぜ女性の性が照射され、家族の名誉と結びついたのか、ピレネー以北とは異なり、なぜ侮辱意識・名誉観が民衆にまで広まったのか、などの疑問が残る。これらの問題を考えるには、カステイリヤ社会の特性および類似の現象をもつ地中海世界に目を向ける必要があるであろう。次稿で検討したい。

法典類

全体： *Colección de fueros municipales y cartas pueblas de los reinos de Castilla, León, Corona de Aragón y Navarra*, t.

I (Muñoz y Romero Tomás, Madrid 1977/*Cortes de los antiguos reinos de León y Castilla*, t. I y IV (Madrid, 1861, 1882)/*Fuero Juzgo* (Madrid, 1971)/*Noelsina Recopilación de las Leyes de España*, t. V (Madrid, 1975)/*Las Siete Partidas* (Madrid, 1974),

岡田弓子： *F. Alcalá* (Sanchez, Calo, Madrid, 1919)/*F. Cuenca* (Valmaña Vicente, Alfrede, Tarancón, 1978)/*Fs. Leoneses* (Rodríguez, Justiniano, León, 1981)/*F. Madrid*(Archivo de Villa, Madrid, 1932)/*F. Plasencia*(Ramírez Vaquero, Eioisa, Sevilla, 1987) /*F. Real* (Valladolid, 1979)/*Fs. de Sahagún* (Barrero García, Madrid, 1972)/*F. Sepúlveda* (Sánchez, Saez, Madrid, 1953) /*F. Zorita de Los Canes* (Ureña y Smenjaud, Madrid, 1911).

一般文藝

「キキニヤム」ニヤム(長谷川裕治監)『蒙へん』『世説新語』「大木」

Blok Anton, "Rams and Billy-Goats : A Key to the Mediterranean Code of Honour", *Religion, Power and Protest in Local Communities. The Northern Shore of the Mediterranean*, Berlin, 1984.

Boissevain, Jeremy, "Uniformity and Diversity in the Mediterranean: An Essay in Interpretation", in *Kinship and Modernization in Mediterranean Society*, ed. by J. G. Peristiany, American Universities Fields Staff Inc., 1976.

——— "Toward a Social Anthropology of the Mediterranean", *Current Anthropology*, Vol. 20, N. 1, 1979.

Caro Baroja, Julio, "Honor y vergüenza. Examen histórico de varios conflictos", *Honour and Shame. The Values of Mediterranean Society*, ed. by J. G. Peristiany, London, 1965.

Davis, J., *People of the Mediterranean. An essay in comparative social anthropology*, London, 1977.

García de Cortázar, J. A., y otros, *Organización social del espacio en la España medieval. La Corona de Castilla en los siglos XIII a XV*, Barcelona, 1985.

García Gallo, Alonso, "Los Fueros de Toledo", *Anuario de Historia del Derecho Español*, XIV, 1975.

García Ulecia, Alberto, *Los factores de diferenciación entre las personas en los fueros de la Extermadura castellano-aragonesa*, Sevilla, 1975.

- G. de Valdeavellano, Luis, *Historia de España, I: De los orígenes a la baja Edad Media (segunda parte)*, Madrid 1968.
- Giovannini, Maureen J., "Woman: A dominant symbol within the cultural system of a Sicilian Town", *Man(N.S.)*, 16, 1981.
- Ilerfeld, Michel, "The horns of the Mediterraneanist dilemma" *American Ethnologist*, 11, 1984.
- "Honour and Shame: Problems in the Comparative Analysis of Moral Systems", *Man(N.S.)*, 15, 1989.
- Hughes, Daian Owen, "From brideprice to dowry in Mediterranean Europe", *Journal of Family History*, 3, 1978.
- Kenry, Michael, *A Spanish Tapestry. Town and country in Castile*, Gloucester, 1969.
- Lisón-Tolosana, Carmelo, *Belmonte de los Caballeros. A Sociological Study of a Spanish Town*, Oxford, 1966.
- Martín Rodríguez, Jacinto, *El honor y la injuria en el Fuero de Vizcaya*, Bilbao, 1973.
- Molina Molina, Angel Luis, "Honor y honra en la España de los siglos XIII al XVII", *Homenaje al profesor Juan Barceló Jiménez*, Murcia, 1990.
- Montanos Ferrin, Emma, *La familia en la Alta Edad Media*, Pamplona, 1980.
- 大竹秀男『「家」へ女性の歴史』弘文堂 昭和五二年。
- Peristiany, J. G., "Introduction", *op. cit.*, *Honour and Shame*.
- ジョナ・ロストークス J. A. (野村雅一訳)『シチリア人のコースペイン・アンダルシア民族誌』弘文堂 一九八〇年(原本一九五四年)。
- Pite-Rivers, "Honour and social status", *op. cit.*, *Honour and Shame*.
- Portas Arboladas, Pedro A., "El derecho penal en los Fueros de la familia de Sahagún", *El Fuero de Santander y su época*, Santander, 1989.
- Sanchez-Albornoz, Claudio, *España. Un enigma histórico*, Buenos Aires, 1956.
- Serra Ruiz, Rafael, *Honor, honra e injuria en el derecho medieval español*, Murcia, 1969.
- 総合女性史研究会『日本女性の歴史・性・愛・家族』角川選書 一九九二年。
- Trexler, Richard C., "Corriere la Terra. Collective insults in the late Middle Ages", *MEFRM*, 96 1984, pp. 845-902.
- 上野千鶴子『女は世界を救えるか』勁草書房 一九八六年。
- Wilkan, Ummi, "Shame and honour: A contestable pair", *Man(N.S.)*, 19, 1984.